

第 29 回御嵩町農業委員会会議録	
1、招集年月日	令和8年1月6日
2、招集場所	御嵩町役場2階 第1委員会室
3、開会	午前9時00分
4、会議に付された件名	
議第91号	農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第92号	農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
報第31号	土地現況確認申請について
報第32号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
5、事務局	事務局長 大久保嘉博 事務局次長 伊藤博之 書記 今井俊介
6、会議録署名者	7番 山本 康彦 委員、8番 齊藤 貞子 委員
7、欠席委員	
会 長	ただ今の出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 29 回御嵩町農業委員会を開会します。 会議録署名者に、7 番 山本 康彦 委員、8 番 齊藤 貞子 委員を指名します。
事務局	それでは議題 91 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。 2 ページをご覧ください。議題 91 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。 (議案書 3 ページ朗読)
会 長	別添資料は 1 ページから 5 ページをご覧ください。以上です。 事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について 2 番 田中 幹三郎 委員説明願います。
2 番田中幹三郎委員	2 番 田中です。1 号事案について説明します。事務局より説明のありました事項については省略します。

	<p>申請地の場所は、大庭自治会の集会所の南西約 40mのところ す。</p> <p>転用の目的は、一般個人住宅です。</p> <p>権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細は以下の通り です。</p> <p>「譲受人は現在賃貸住宅で生活しているが、家族の成長に伴い手 狭になってきたため戸建て住宅の建設を検討していた。さまざまな 市町村の土地を検討した結果、申請地が一番家族の希望にかなう場 所であったため本申請地を選定しました。一方譲渡人は会社に勤め ており、耕作の時間を確保するのが難しいため、売却することにし ました。」というものです。</p> <p>権利の存続期間は、許可の日から永年間で す。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防 除施設の概要については以下の通りです。</p> <p>「申請地の北側は公衆用道路、東側及び西側は畑、南側は宅地と なっております。東側及び西側の畑の所有者からは隣地承諾を得て おります。申請地の周囲は、東側、南側、西側にコンクリートブロ ックを設置し、土砂等の流出がないようにします。」とのことで す。なお、補足ですが、北側の道路については、幅員が 3,700 ミリ ですので、道路中心線から 2,000 ミリ確保するため、みなし道路境 界線は 150 ミリ、敷地内に入ります。そのため、コンクリートブロ ックも 150 ミリ控えて設置し、法定上の境界線とみなし境界線のあ いだに降った雨水は、境界北側の道路に埋設済みの L 型側溝を経て 北側道路の北側側溝へと排水します。その他、建屋に降った雨水は 敷地内北西の角に設置する集水枡を経て、北側道路下を暗渠にて、 道路北側側溝へと排水します。その他、敷地内に降った雨は地下自 然浸透方式にて処理します。</p> <p>汚水は北側道路の公共下水道に接続し、処理します。万一この転 用事業によって他に被害を及ぼした場合は自己責任において解決い たします。とのことです。</p> <p>書類については、許可申請書・土地の登記簿の写し・住宅地図の 写し・土地の字絵図・位置図・土地の利用計画図・住宅の見取り 図・県知事宛誓約書・JA 住宅ローン事前審査結果のお知らせ書面・ 隣地承諾書・行政書士委任状を確認しました。</p> <p>事前説明を 12 月 18 日に受けました。また、現地確認を 12 月 23 日に実施しました。</p> <p>以上のことからわたくしは本申請内容について問題はないと思 います。皆様のご審議をお願いいたします。</p> <p>会長 事務局次長</p> <p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第 3 種農 地に位置付けられます。以上です。</p>
--	---

<p>会 長</p>	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第92号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>4ページをご覧ください。議第92号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について。別表のとおり農地法第3条第1項の規定により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。5ページをご覧ください。</p> <p>(議案書5ページ朗読)</p> <p>別添資料は6ページから14ページをご覧ください。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1号事案について、14番 奥村 俊雄 委員説明願います。</p>
<p>14番 奥村俊雄 委員</p>	<p>14番 奥村です。1号事案の説明をします。事務局から説明があったことについては、省略します。資料の3-1をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、上之郷小学校から東へ530mです。</p> <p>所有権移転及び引き渡しの時期は、許可が有り次第。契約期間は永年です。売買による所有権の移転です。</p> <p>申請地はこれまでも農地として耕作されており、新たな影響は発生しません。</p> <p>農薬の使用方法などは、地域の慣習に従い他に迷惑をかけぬよう耕作することです。</p> <p>申請地までの移動距離は、徒歩で1分です。</p> <p>許可申請書・土地の登記記録全部事項証明書・土地台帳附属地図・通作図・誓約書・委任状を確認しました。</p> <p>移転によって生ずる付近の土地の概要については、12月16日に事前説明、同日に推進委員さんと共に現地確認を行いました。</p> <p>以上から1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>続いて、日比野 勝伸 推進委員に伺います。現地の状況など気になる点などありましたら説明願います。</p>
<p>日比野勝伸推進委員</p>	<p>上之郷地区担当の日比野です。農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う許可申請について報告します。</p> <p>12月16日に奥村委員と一緒に行政書士立ち合いで現地を確認してきました。</p>

	<p>申請地はこれまでも畑として野菜等の栽培をしております、適正に管理されております。</p> <p>許可後耕作者は代わりますが、今まで通り畑として作物を栽培していただけるとの事ですので、この申請に対しては何も問題ないと思います。皆さんの審議をお願いします。以上です。</p>
会 長	<p>質疑に入ります。質問はありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
会 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。</p> <p>次に2号事案についてですが、こちらについては、私自身に関係する内容となりますので、農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席し、当該事案の議長について、職務代理の水野 宏治 委員をお願いします。</p>
職務代理	<p>(青木会長 退席)</p> <p>それでは7番 山本 康彦 委員説明願います。</p>
7番 山本康彦 委員	<p>7番 山本です。2号事案の説明を行います。事務局より朗読のあった部分については省略します。資料の3-2をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、送木公民館の東300mほどで、11月25日に農業委員皆さんで令和7年度の遊休農地解消活動を行って頂いた2ヶ所です。</p> <p>申請の目的は、所有権の移転です。</p> <p>権利を設定し、又は移転しようとする理由は、次のとおりです。</p> <p>譲渡人は、相続により申請地を取得したが高齢により管理できない。管理してくれる人を探していたところ、譲渡人は耕作面積を増加させたいと考えていた譲受人に申請地を無償で譲り、譲受人は、耕作することとした。</p> <p>権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等にはまったく問題ありません。</p> <p>土地の登記記録全部事項証明書・土地台帳付属地図・誓約書を確認しました。</p> <p>12月19日に田中御嵩地区推進委員と現地確認を行うとともに譲受人の耕作の意思確認を行いました。</p> <p>以上から、事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんのご審議をお願いします。</p>
職務代理	<p>続いて、田中 宣行 推進委員に伺います。現地の状況など気になる点などありましたら説明願います。</p>

田中 宣行 推進委員	御嵩地区推進委員 田中です。遊休農地解消活動を行った所ですが、今後作付けを行っていくとの事ですので、なんら問題ないと思われま。皆さまのご審議をよろしくお願ひいたします。
職務代理	質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
職務代理	採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願ひます。 挙手全員であります。よって、2号事案は可決しました。 審議終了いたしましたので、青木会長の着席を認めます。 (青木会長 着席)
会 長	次に、報第31号 土地現況確認申請に対する完了確認について、事務局より報告願ひます。
事務局	6ページをご覧ください。報第31号 土地現況確認申請について。別表のとおり御嵩町農業委員会に対し土地現況確認申請があり、農地転用許可に係る転用の目的を達成し、事業完了したことを確認したため、委員会に報告するものとする。7ページをご覧ください。 (議案書7ページを朗読)
	<p>続いて1号事案の内容について説明します。資料は15ページから18ページまでをご覧ください。</p> <p>本件につきましては、駐車場の設置に対して昭和53年5月29日付けにて農地転用許可を取得しており、過年度より駐車場として利用をしていました。</p> <p>提出に至った経緯についてですが、土地所有者は申請地西側にあります洞興寺の前住職であり、お寺へ土地の寄付を検討するにあたり、土地の状況整理をした結果、過去に農地転用許可を取得していたが、地目変更が未了のままであったことが判明したため、土地現況確認申請の提出を行ったとのこと。</p> <p>12月16日に、地区担当委員の水野宏治委員及び農業委員会事務局にて現地確認を行いました。現地は駐車場として管理されておりました。水野宏治委員との協議の結果、昭和53年5月29日付けの農地転用許可内容に対する、転用事業が完了し、農地以外の土地に転用されていることを確認しました。</p> <p>また、申請者に対しては令和7年12月22日付けにて、申請地について調査の結果、申請書記載のとおり相違ない旨を回答いたしま</p>

	したので、皆様にご報告いたします。以上です。
会 長	事務局より補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。
会 長	事務局からの補足説明がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。 次に報第 32 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局より報告願います。
事務局	8 ページをご覧ください。報第 32 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。 別表のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について委員会に報告するものとする。9 ページをご覧ください (議案書 9 ページを朗読) 以上です。
会 長	事務局より補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。
会 長	事務局からの補足説明がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。 これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

会 長

7 番

8 番